

別紙

諮問第1321号

答 申

## 1 審査会の結論

「医療法人〇〇について、平成25年度から平成27年度にかけて東京都福祉保健局医療政策部医療安全課に対して行われた内部告発」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「医療法人〇〇について、平成25年度から平成27年度にかけて東京都福祉保健局医療政策部医療安全課に対して行われた内部告発」の開示を求める開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和元年5月21日付けで行った存否応答拒否を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、開示請求者が請求の対象としている文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条3号及び6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否した。

## 4 審査会の判断

### （1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年11月15日に実施機関から理由説明書を、令和2年1月21日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年4月23日（第217回第二部会）から同

年5月26日（第218回第二部会）まで、2回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 医療法に基づく検査等について

医療法（昭和23年法律第205号）25条1項によると、都道府県知事は、必要があると認めるときは、病院の管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

実施機関においては、当該規定に基づき、「医療法25条1項の規定に基づく東京都立入検査実施要綱」（平成20年4月25日付19福保医安第1086号）を策定し、「医療機関を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとする」ことを目的として、各病院に対して、概ね3年に1回程度、立入検査を実施し、医療法上の不適合が疑われ、緊急を要する場合等はこれによらず適宜実施している。

また、医療法24条の2によると、都道府県知事は、病院の業務が法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、病院の開設者に対し、必要な措置を取るべきことを命ずることができ、病院の開設者がその命令に従わないときは、その病院の業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとされている。実施機関は医療法上の不適合が疑われる場合には上記のような措置により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っている。

### イ 本件開示請求について

本件開示請求の対象文書は、「医療法人〇〇について、平成25年度から平成27

年度にかけて東京都福祉保健局医療政策部医療安全課に対して行われた内部告発」  
(以下「本件請求文書」という。)である。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する決定を行った。

#### ウ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

##### (ア) 本件請求文書の存否に係る条例7条3号該当性について

本件非開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、当該法人は医療法等に違反する行為を行っており、本件請求文書に記載された告発内容は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報であることから、条例7条3号ただし書に該当する旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにするだけで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当する旨説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求は、特定の期間において特定の医療法人に対してされた内部告発の内容の開示を求めるものであることから、本件請求文書の存否が明らかになることで、当該医療法人に対する内部告発の有無が明らかになる。仮に内部告発が存在した場合、当該医療法人が法令違反等の何らかの非違行為を行ったかのような疑いを一般都民に生じさせることにより、当該医療法人の社会的な評価の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件請求文書の存否に係る情報は、条例7条3号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、仮に内部告発が存在し、かつ、その内部告発の内容が人の生命・健康に危害を生じさせるおそれがあるものであるにもかかわらず、実施機関によって、医療を受ける者の利益の保護のための何らの措置も講じられていないような場合であれば格別、そのような状況が認められない本件においては、特定の医療法人への内部告発の有無は、事

業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報とまでは言えないことから、条例7条3号ただし書イには該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

(イ) 本件請求文書の存否に係る条例7条6号該当性について

本件非開示決定に関し、審査請求人は審査請求書等において、本件非開示決定は医療機関の違法行為を隠ぺいすることに繋がり、7条6号には該当しない旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件開示請求は特定病院の特定期間における内部告発の内容を求める請求であることから、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人に関する内部告発の有無を開示することになり、監査や検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する旨説明する。

審査会が検討するに、仮に内部告発が存在し、その内部告発を基に臨時の立入検査を実施していた場合に、内部告発があったことが明らかになると、検査対象となった医療機関はその立入検査が内部告発によるものであったこと及び内部告発者やその告発内容を推測することが容易となる。

その結果、内部告発を基にした臨時立入検査における実施機関の調査手法が明らかになることで、今後臨時立入検査を行う場合に不正の証拠の隠滅などの対策を講じられ、正確な事実の把握が困難となり、医療機関の違法・不当な行為の発見を困難にするおそれがある。さらに、医療機関が内部告発者を特定し不利益処分などを行う可能性が高まり、告発者の十分な保護ができなくなることにより、告発者が告発をためらうようになることで、都の医療行政の質の確保及び業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件請求文書の存否に係る情報は、条例7条6号に該当する。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることは、条例7条3号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子